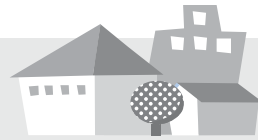
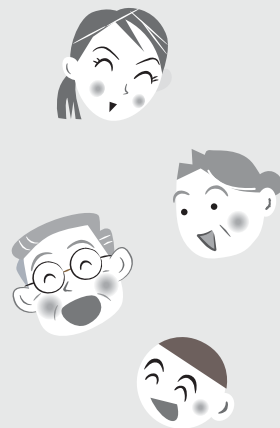


県民交流広場 ってなに？

「県民交流広場」とは…

『県民交流広場』とは、身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民の皆さんによる手づくりの活動を総称したものです。

県では、第7期の法人県民税超過課税（課税期間：平成16年10月～21年9月）を活用し、市町と連携しながら、県民交流広場のための整備費や活動費への助成などを行い、地域を舞台とした子育て、防犯、環境・緑化、生涯学習、文化、まちづくりなど多彩な分野の活動を通じた元気と安心のコミュニティづくりを応援しています。

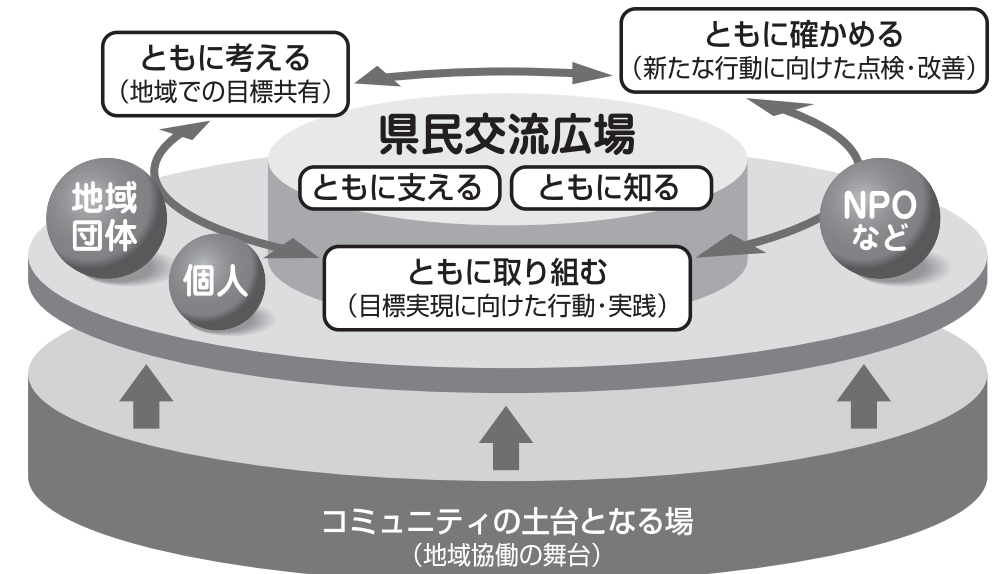


地域の力を結集するきっかけとしての「県民交流広場事業」

兵庫県では、「参画と協働による兵庫づくり」の具体の支援策として、「地域づくり活動応援事業」など、地域団体などによる創意工夫に富んだ活動を支援してきました。

そして、平成18年度から、それまでの2ヵ年にわたるモデル事業の蓄積を生かしながら、法人県民税の超過課税収入を活用した「県民交流広場事業」を本格展開します。この事業は、おおむね小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」づくりと活動の充実を助成などにより支援するものです。

みんなが気軽に集える「場」は、あらゆるコミュニティ活動に共通した基盤となるものです。県民交流広場事業を通じて、身近な施設の充実などコミュニティの土台となる「場」が整えられ、コミュニティが主体的に「参画と協働の5要素」を実践していくきっかけとなることが期待されます。



地域の元気と安心をつくる「県民交流広場」の3つの心得

県民交流広場は、地域社会に元気と安心をもたらすことをめざす事業です。そのため、これに取り組む地域と行政がともに大切にしなければならない3つのルールがあります。

1 地域の思いを生かす ～地域の思い・発意・工夫を軸とした地域提案型・実践型の事業です

県民交流広場は、身近な場づくりとそこを生かした活動の展開により、住民の皆さんが抱く問題意識や地域を豊かにするアイデアを、コミュニティとしての行動や形に変え、発展させていくきっかけとなるものです。

県民交流広場を活用しようとする地域は、これからどんなコミュニティをめざすのか、そのためにどんな活動や取り組みを行うのか、それを支える場をどう整えるのかといった「思い」を共有し（耕す）、思いを実現するためのしっかりした組織をつくり、場を整え（種を蒔く）、コミュニティで輪を広げながら様々な活動に取り組む（育てる）ことが必要です。

これを支援する行政も、コミュニティの「思い」「発意」「工夫」などを尊重して、県民交流広場事業を実施していきます。

2 地域の個性を伸ばす ～地域の個性を磨き、輝く地域をつくる事業です

県内には多様なコミュニティがあります。そして、歴史、文化、自然環境、ユニークな活動や施設、さらには住民の心意気など、文字通りコミュニティの数だけ大切にすべき個性があります。



これまでの地域づくりは、効率や利便性を求めすぎて、結果として地域固有の風土や、地域と人間のきずなをなおざりにしてきたことは否めません。それが、つまるところ地域の活力をそいできた一因とも考えられます。

これからの地域づくりは、地域・行政ともに、失ってきた、あるいは残っている地域の個性を大切にしていくことが求められるのではないのでしょうか。そのためにも、広場事業を活用する前に、地域が持っている多様な地域的生活価値を再発見したり、資源を生かして地域固有の価値を創造したりするなど、多様な尺度でこれからのコミュニティ像を考えてみるのが大切です。

さらに行政もそうした地域の多様性を力としていく発想が必要です。

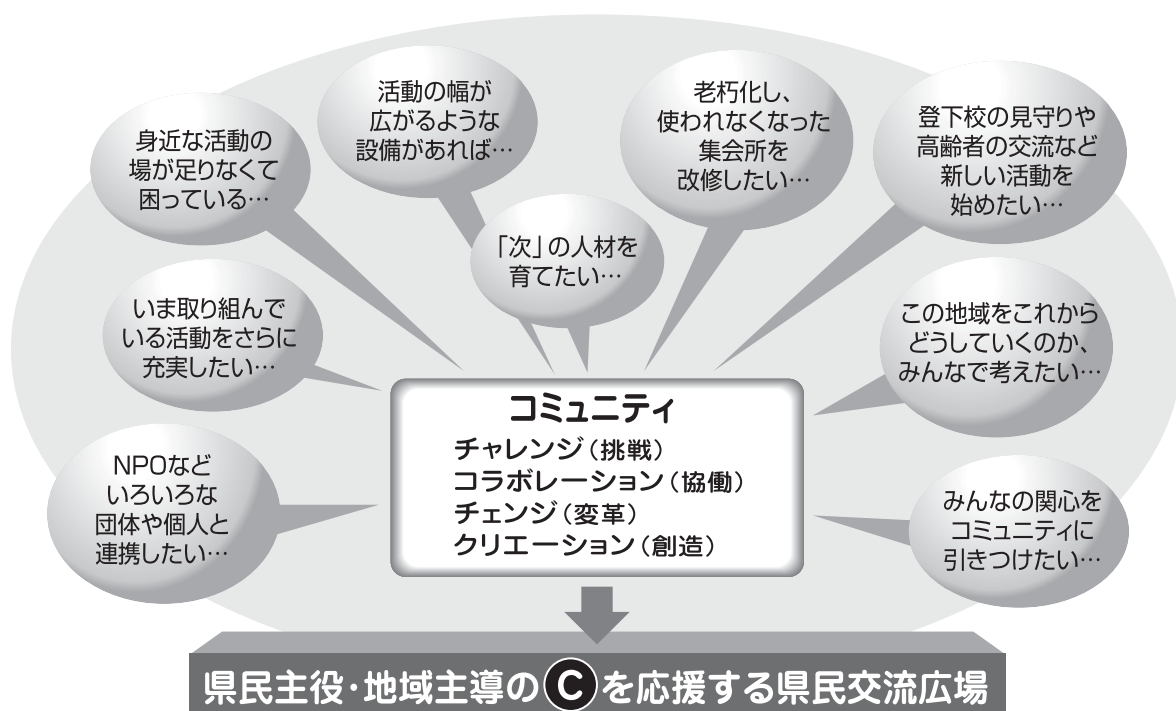


地域の自立につなぐ

～コミュニティ内外での協働で「身近な自治」を紡ぐ事業です

地域で豊かに安心して暮らし続けるために、「自分たちのことは自分たちです」という「身近な自治」を実現する足掛かりとして、県民交流広場は絶好の機会となり得ます。その導入と運営は、コミュニティ内部での気づき、発想、共有、行動、点検、学習など、まさに地域自治の過程そのものです。この過程を住民自身の参画と協働によって地域ぐるみの取り組みへと昇華し、そこから自信、地域への愛着や誇り、そして何よりも結束力を獲得していくことが望まれます。

さらに、コミュニティ内外の団体やグループ、専門家などから様々な知見、情報、刺激を得ながら、地域に風をおこしたり、活動の質を高めたりしていくことも必要です。そのため、門戸を広げて協働する主体を増やし、それらの主体と互いに高め合う関係を築いていくことが求められます。行政も、自立を志すコミュニティのよきパートナーのひとりであらねばなりません。



県民交流広場がもたらしたもの

平成16、17年度に実施した県民交流広場のモデル事業では、コミュニティの拠点が広がった、使い勝手がよくなった、備品が充実した、そして、地域の課題に対応した新たな活動が始まった、これまでの取り組みがさらに発展したといった整備・活動にかかわるものだけでなく、次のような様々な成果が実感されています。さらに、県民交流広場は、市町のコミュニティ施策の発展・充実の呼び水としての効果も発揮していることがわかりました。

こうした成果を通じ、県民交流広場は、コミュニティの課題解決に大きく貢献しています。



モデル地域における県民交流広場の成果

〈意識改革・関心の高まり〉

◎地域づくり活動に対し、住民の関心が高まった (40.4%)

〈コミュニティ施設と活動の魅力アップ〉

◎活動への参加者数が増えた (44.6%)

◎活動の回数が増えた (34.7%)

◎広場整備後は、これまで以上の頻度で施設を利用したい (44.1%)

〈コミュニティのネットワークの深化〉

◎地域団体相互の連携が深まった (10.9%)

◎世代間の連携・交流が進んだ (9.8%)

◎地域団体と行政(県・市町)との連携が進んだ (8.8%)

〈人づくり〉

◎広場の企画・運営を通じ、リーダーや担い手づくりが進んだ (6.7%)

～モデル地域・広場利用者アンケート調査

モデル事業の市町へのプラス効果

〈市町の取り組みの誘発〉

◎県民交流広場事業を機に何らかのコミュニティ施策を展開する (28.6%)

〈上記の具体的内容〉

- ◎コミュニティ計画づくりのきっかけとして活用 (43.8%)
- ◎合併後の旧市・町間の住民交流の仕掛けとして活用 (31.3%)
- ◎コミュニティ施設への指定管理者制度導入のきっかけとして活用 (31.3%)
- ◎学区コミュニティづくりなど、コミュニティの区域設定やコミュニティの再編の契機として活用 (18.8%)
- ◎学校の地域社会への開放 (学社融合) の機会として活用 (12.5%)
- ◎新旧住民の交流の仕掛けとして活用 (6.3%)
- ◎都市・農村交流など市町域を超えた広域交流の足掛かりとして活用 (6.3%)

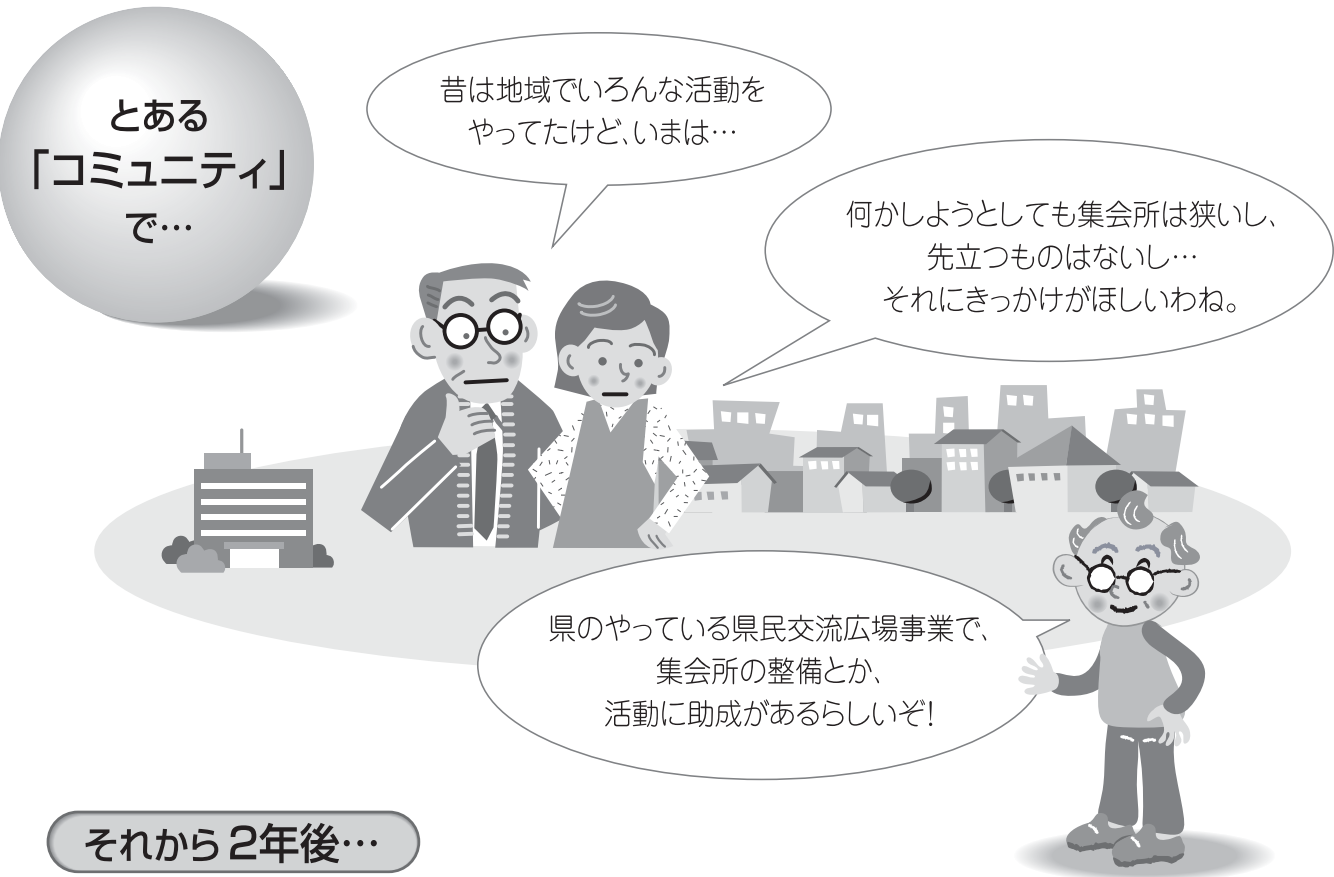
～市町アンケート調査

コミュニティの課題解決への県民交流広場の貢献

(単位：%)

貢献状況	モデル地域	モデル実施市町
大きく貢献している	9.2	16.7
貢献している	43.3	66.7
あまり貢献していない	20.1	8.3
まったく貢献していない	2.4	0.0
まだわからない	25.0	8.3

～モデル地域・広場利用者アンケート調査、市町アンケート調査



それから2年後...



18年度県民交流広場 精算報告書

- ★集会所改修費：700万円
- ★活動経費：50万円
- ：
- ★みんなの笑顔：ブライスレス...

県民交流広場ってなに？

県民交流広場ってなに？

県民交流広場事業 の利用ガイド



県民交流広場事業は、県税である法人県民税（法人税割）の超過課税収入を事業の財源として、県事業として実施しますが、実際の推進にあたっては、県内の10の県民局と、コミュニティに身近な市町が連携し、地域の思いや発意を尊重しつつ、地域の実情に即したきめ細かい支援を行っていきます。

★事業の財源 平成17年度から22年度までの法人県民税法人税割の超過課税収入

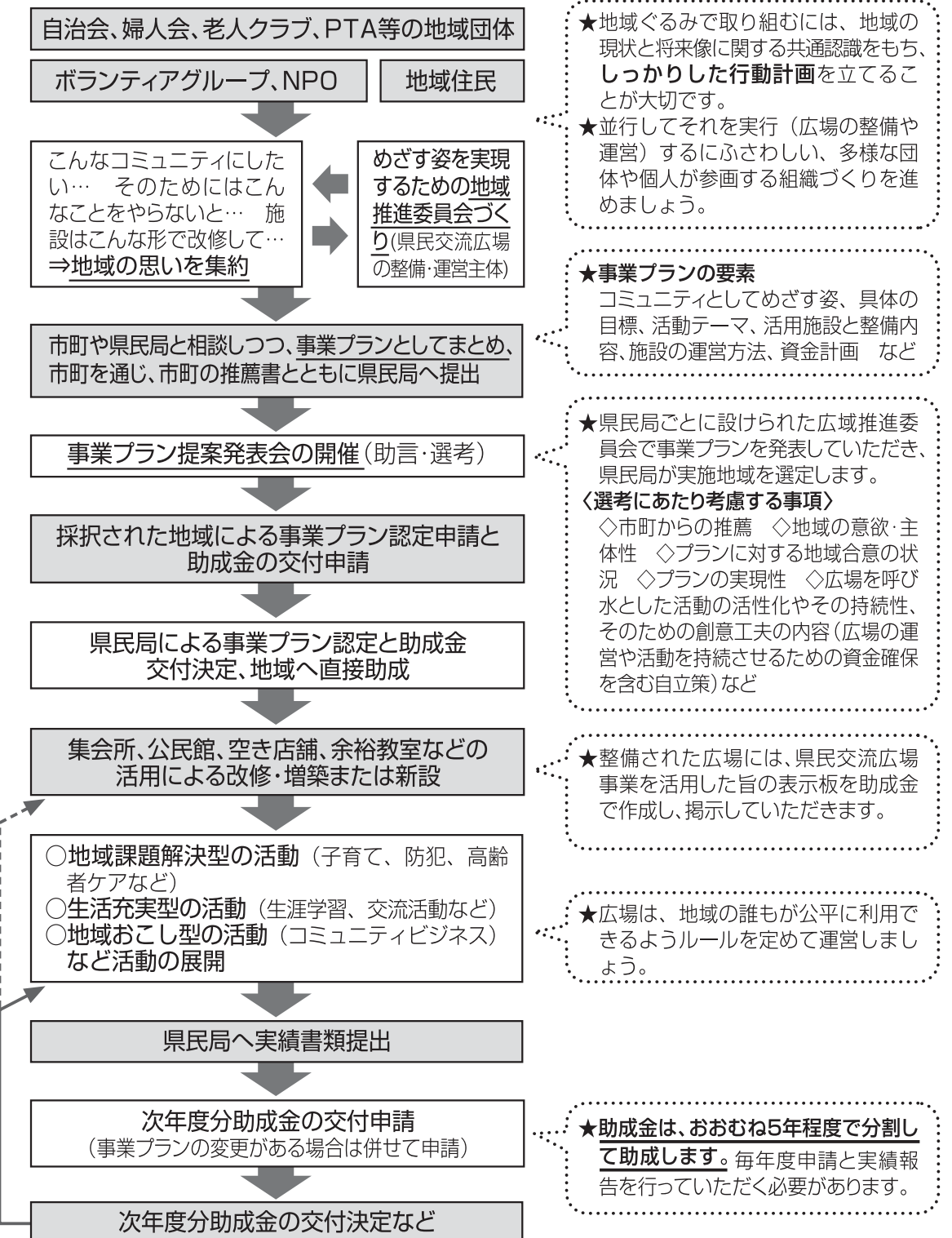
★実施地域の採択期間 平成18年度～平成22年度までの5カ年の予定

★基本フレーム

項目	要件	ポイント
募集期間	毎年度、一定の期間募集	期間内に市町を通じ、必要書類を県民局に!
対象となる地域	原則として小学校区を区域とするコミュニティ。小学校区を統合または分割した区域も可	校区統合は中学校区の範囲内で!
申請主体	自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、ボランティアグループ、NPO等で構成された住民組織（地域推進委員会）※まちづくり協議会などの既存組織も可	地域代表性（住民の総意の反映）と公正・透明な運営が必要!
対象となる取り組み	住民誰もが利用できるコミュニティの拠点整備（改修、新築、備品購入など）と地域づくり活動の展開（新たな活動の開始、既存活動の充実）	整備する施設は、集会所など地域の拠点にふさわしいもの!
助成額	①小学校区：整備費1,000万円以内 活動費300万円以内で、それぞれ必要と認められる額を助成 ②整備が備品購入のみ：整備費限度額1/2	★校区統合：1校区の額×統合数(3限度) ★校区分割：1校区の額を分割した額
助成の特例	①整備費と活動費の間で200万円を限度に助成金の配分を変更できる特例あり ②施設整備は1カ所が原則。ただし、複数施設に助成金を活用できる特例あり	★①、②ともに要件があり、県民局の認定が必要!
助成金の使途	①整備費：コミュニティ施設の工事費、施設賃借、備品購入・借上などの経費 ②活動費：印刷、消耗品などの事業経費や、ホームページ作成、ボランティア謝金、光熱水費などの運営経費	★助成金はおおむね5年間に分割して助成! ★建物工事など主要な整備は1～2年目で!
助成方法	採択された地域に対し、県民局から直接助成	

★事業の流れ

県民交流広場事業は、地域コミュニティの皆さんが主役となる事業です。県民局は、県民交流広場の整備・運営主体である地域推進委員会が作成された『事業プラン』の熟度や地域全体の意欲などを審査して採択を行い、市町と連携しながら、整備や活動への助成などの支援を行います。



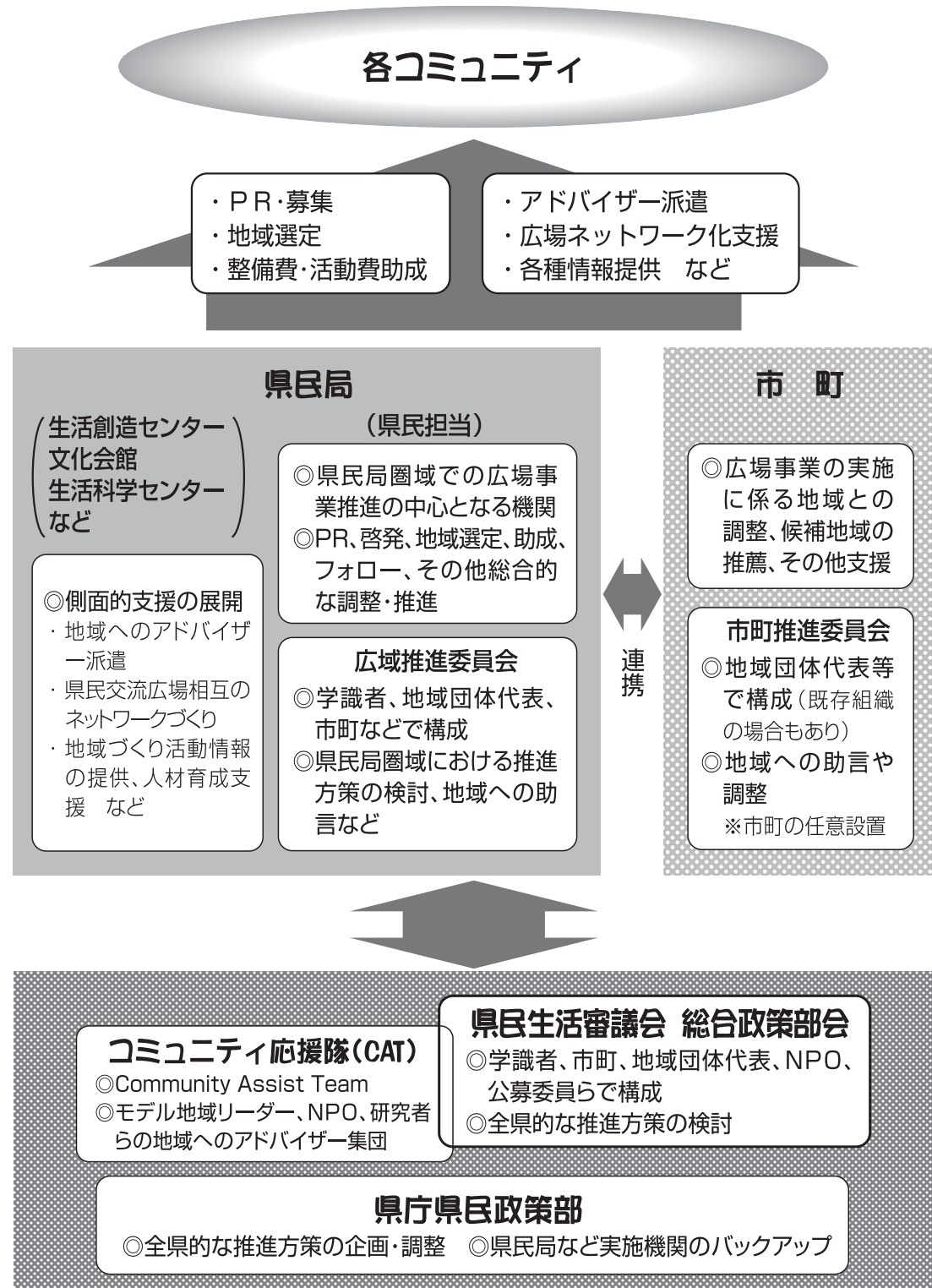
県民交流広場事業の利用ガイド

県民交流広場事業の利用ガイド



★ 事業の推進体制

県民交流広場事業は、県民局を中心に、コミュニティに身近な市町、生活創造センターや文化会館などの県関係機関、さらに、NPOなどの中間支援組織、大学、専門家などが力を合わせながら支援を行います。



★ 事業の詳細

基本的な事項

▶ 県民交流広場事業における支援内容

- ◎公民館、集会所、コミュニティセンターなど、身近なコミュニティ施設の改修、増築、新築及び備品購入への助成（1小学校区で1,000万円限度）
- ◎整備された施設を利用したコミュニティ活動の充実や新たな取り組みに要する経費への助成（1小学校区で300万円限度）

があり、これらをコミュニティが作成された事業プランに沿って、おおむね5年間程度で年度ごとに分割して助成します。ただし、整備費助成のうち、建物工事等主要な整備は1年目、難しい場合は遅くとも2年目までに終わっていただくことを原則とします。そのほか、効果的な事業活用やコミュニティの課題解決支援のために、アドバイザー派遣や県民交流広場同士のネットワークづくりなどの側面的な支援も行います。

▶ 事業を活用するために必要な基本要素

- ① 県民交流広場事業を活用し、コミュニティづくりに取り組むという地域全体の合意が必要です。
- ② 県民交流広場事業では、地域ごとにみて採択は一度だけとなります。採択済みの地域は、地域推進委員会の構成等が変わったとしても二度目の申請はできません。
- ③ 県民交流広場事業は、県と、コミュニティに最も身近な市町が連携して推進しています。事業を活用するためには、市町の協力や推薦が必要です。

▶ 事業を活用したい場合に相談するところ

- ◎県民局県民生活部（神戸県民局は企画県民部）の地域協働課
 - ◎市役所・町役場のコミュニティ担当課など
- にご相談ください。（この冊子に連絡先を添付しています）





助成に関する事項

▶ 募集期間

平成18年度～22年度までの毎年度、一定の期間を定めて県民局が募集します。

▶ 対象地域

◎「小学校区を区域とするコミュニティ」を原則として、それによれない場合、小学校区を分割した区域、または小学校区を統合した区域も対象とします。

兵庫県では、小学校区をコミュニティの単位とするケースがもっとも多く、この事業でも小学校区を基盤とするコミュニティが主たる対象となります。

ただし、小学校区より細かい単位のコミュニティや、逆に小学校区より大きい単位のコミュニティもあることを考慮し、小学校区を分割した地域、小学校区を統合した地域も対象とします。



- ◇小学校区は平成16年5月時点の校区割り(学校基本調査)を基準とします。ただし、その時点で休校であった校区は除きます。
- ◇小学校区の統合では、統合数に制限はありません。ただし、コミュニティとしての適切な規模を考慮し、中学校区の範囲内での統合であることが必要です。
- ◇小学校区の分割では、分割数に制限はありません。ただし、継続的に県民交流広場の運営・活動を行うために必要な規模を備えていることが必要です。また、分割の場合は、地域の割り方や助成金の配分等に関して校区内で合意を行うとともに、分割された各地域が原則、同時に申請することが必要です。

▶ 整備・活動の主体(助成金の申請・受け取り手)

- ◎実施地域の地域団体などで構成された住民組織であり、県民交流広場事業では「地域推進委員会」と呼んでいます。
- ◎この委員会は、県民交流広場が地域ぐるみのもものとなるよう、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、ボランティアグループ、NPO、地域活動のリーダーなど、多くの住民、多様な組織で構成されていることを求めています。
- ◎地域推進委員会は、地域代表性を備え、規約に基づいて公正・透明な運営がなされることが必要です。
- ◎以上のような要素を備えるまちづくり協議会など、既存の組織でも差し支えありません。

▶ 助成対象となる地域の選定

募集期間中に整備や活動内容などを記載した「事業プラン」を作成し、市町を通じ、市町の推薦書とともに県民局へ提出していただきます。



募集締め切り後、県民局ごとに設置されている広域推進委員会(学識者、地域団体などで構成)において、事業プランを発表していただきます。この提案発表会では、委員との質疑応答や助言があります。



広域推進委員会の意見もふまえ、県民局が採択を決めます。



採択にあたり、県民局が考慮する主な事柄は次のとおりです。

- ◇市町からの推薦(市町と県との連携による地域支援)
- ◇地域の取り組み意欲や主体性(単に施設整備にとどまらず、コミュニティや活動の活性化につなげようとするやる気や自主性)
- ◇事業プランに対する地域合意(地域推進委員会の地域代表性や地域でのプランの検討状況、住民意見の反映具合 など)
- ◇事業プランの実現性・妥当性(整備内容、活動内容の実行可能性・妥当性、自己調達資金を含めた資金計画の妥当性 など)
- ◇県民交流広場を呼び水とした活動の持続性、そのための創意工夫(継続的な運営資金の確保を含む自立策 など)

▶ 助成額の上限

地域の設定に応じ、次の額を限度として必要と認められる額を助成します。必要と認められる額が限度額を下回る場合はその額となります。

- ◎1小学校区：整備費1,000万円限度 活動費300万円限度 計1,300万円限度
- ◎小学校区の統合：1小学校区の額×統合数(3限度)
- ◎小学校区の分割：1小学校区の額を分割した額

※上記いずれの場合でも、建物の工事(改修、増築、新築)を伴わない、備品の購入のみでは、整備費の限度額が2分の1となります。



◇2校区統合の場合は整備費2,000万円限度、活動費600万円限度で計2,600万円限度、3校区以上の統合の場合は整備費3,000万円限度、活動費900万円限度で計3,900万円限度となります。4校区以上の統合でも助成金は3,900万円が上限です。

◇校区分割では、校区内に例えば3つのコミュニティがある場合、それら3地域で合意の上、整備費（1,000万円限度）、活動費（300万円限度）それぞれを3地域に分割することとなります。

▶ 助成金の使途

助成金は、整備費と活動費に分かれており、それぞれ使途が定められています。

①整備費（コミュニティの活動の場となる施設を整備・確保するための経費）

- ◎施設費：自治会館、集会所、公民館、コミュニティセンター、余裕教室、商店街の空き店舗などの改修、増築、またはコミュニティ施設の新築に係る工事費、空き店舗賃借料 など
- ◎備品費：書籍、パソコン、楽器、工具、運動具、印刷機、机、いす、ロッカー、広場事業銘板ほか、活動に必要な備品の購入費・借上料 など

②活動費

（整備した施設を活用した新たな地域づくり活動、または既存の活動の充実のための経費）

- ◎事業費：講座開催経費（講師・指導者の謝金・交通費、資料・案内状作成費、郵送料など）、イベント経費（機材借上料、チラシ作成費、照明・音響スタッフ日当など）、ボランティア経費（ボランティア保険料、清掃活動用ゴミ袋等の消耗品など） など
- ◎運営費：ホームページ作成費（NPOなどへの一部委託可）、施設管理のための有償ボランティア費、人材養成費（講座への派遣など）、施設光熱水費 など



◇活動費助成は、活動活性化と自立的な資金確保の2つの呼び水

県民交流広場の活動費助成は、2つの意味で呼び水と位置付けられます。第一に、整備された施設を使って新しい活動を立ち上げたり、既存の活動を充実したりする経費を助成対象とし、活動の活性化を図ること、第二に、持続的に必要となる活動資金を地域が工夫して確保し、運営基盤を強化することです。

後者については、助成のある5年間で活動が終われば地域の活性化につながりません。このため、会費や使用料の導入、収益事業など地域で主体的に資金確保策を考えてもらうことが必要であり、採択の際も考慮します。

◇整備費の対象となる備品と活動費の対象となる消耗品の区別

「備品」：使用期間がおおむね1年以上にわたり、かつ購入価格（又は

評価額）が2万円以上のもの、またはいす・机・図書など比較的長期にわたる反復使用に耐えるもの。

「消耗品」：反復使用に耐えず、もしくは反復使用することによって消耗、損傷し、または長期間保存できないもの。

▶ 助成の特例措置

①整備費・活動費間の配分変更

「特別の事情」がある場合、整備費・活動費間で200万円を限度として、必要な範囲で助成金の限度額を変更できます。（例：活動費助成を100万円減らして、その分整備費助成を増やすなど）

「特別の事情」は、次の場合に該当するものをいい、配分変更をするかどうか、配分変更する場合の額について、県民局の認定が必要です。

◎活動費助成の減額及び整備費助成の増額

地域内に活用できる既存施設がなく、新築を要する場合、または既存施設はあるものの、老朽化などで多額の整備費を要する場合で、かつ、施設を整備した後に、活動に要する経費を確保できる見込みがあること。

◎整備費助成の減額及び活動費助成の増額

身近な活動の場となる施設が整っている場合、または、地域負担や市町助成など他から整備費を確保できる場合で、かつ、増額した活動費助成が、新たな活動の開始や活動の充実の呼び水として、効果的に活用される見込みがあること。

②複数の場をネットワークした活用

施設の整備は、コミュニティの中心となる場をつくるという事業の趣旨から、1ヵ所を原則としていますが、次の要件をいずれも満たす場合には、複数の施設を県民交流広場の助成金で整備し、活動に利用することができます。

◎地域内に複数のコミュニティ施設があり、それらを県民交流広場として連携させながら活用することが県民交流広場事業の趣旨に沿う場合で、かつ、一つの地域推進委員会が、それら複数の施設を一元的に整備し、活動に利用すること。

◎複数の施設を活用することが、コミュニティとしての一体性を損なうことのないよう、工夫がなされていること。



◇整備費・活動費間の配分変更について、2校区統合の場合は400万円限度、3校区以上の統合の場合は600万円限度となります。4校区以上の統合でも、配分変更は600万円が上限です。

◇校区分割では、校区内に例えば3つのコミュニティがある場合、3地域で合意の上、当該校区として200万円を限度に配分変更をすることができます。



県民交流広場事業の利用ガイド

県民交流広場事業の利用ガイド

▶ 助成方法と助成期間

- ◎おおむね5年間で、毎年度、必要な額を地域からの申請に基づき、県民局から地域推進委員会へ直接交付します。5年間の総額は助成限度額が上限となります。
- ◎ただし、身近な活動の場の整備にウェイトを置く助成金の趣旨から、整備費助成のうち、建物工事など主要な整備に係る助成は1年目、遅くとも2年目までに行うことを原則とします。
- ◎選定された場合、提案発表会での助言などをふまえて修正した事業プランと初年度の助成金交付申請を提出してもらってから、おおむね1ヵ月程度で助成金を支払います。採択された地域では、銀行口座を開設してもらうこととなります。
- ◎2年目以降の助成金申請にあたっては、前年度の助成金の残額（支出しなかった額）を、その年度に必要な額から差し引いて申請することになります。

▶ 助成金の受け取り後の管理・支出・報告

- ◎県民局から振り込まれた整備費助成、活動費助成を銀行口座で「整備基金」「活動基金」としてそれぞれ管理しつつ、事業プランに沿って必要な額を支出していくこととなります。その収支状況や整備・活動の実績は、基金造成の完了については完了した時点で、1年間の状況については、次の年度の4月末までに、それぞれ県民局に提出していただくこととなります。そのため、領収書など関係書類を保存してもらうことが必要です。
- ◎県民局が随時、実績確認などのために現地調査を行ったり、書類の提出を求めたりすることもあります。
- ◎助成金が、本事業の趣旨・条件及び事業プランに沿って支出されていない場合は、県民局から是正措置や助成金返還を求めることがあります。
- ◎助成金を使って整備された施設・備品は、損壊や買い替えなど特段の事情がない限り、施設や物品の種別ごとに定められた一定の期間（処分制限期間）、県民交流広場事業の目的のために使用していただく必要があります。
- ◎助成金を使って整備された施設・備品のうち、その取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものについては、処分制限期間内に本事業以外の目的に使用・譲渡などする場合には、事前に県民局の承認が必要です。



◇県民交流広場事業では、助成金により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間、使用や保存をしていただく必要があります。

- (例) ・給排水・ガス設備15年 ・冷暖房設備13年
 ・パソコン4年 ・コピー機5年 など

▶ 整備された施設への事業名の表示

- ◎主たる整備が完了した時点で、施設の玄関ホールなど見やすい個所に、県民交流広場事業により整備などがなされた旨の銘板を掲げていただきます。
- ◎銘板の様子は県で統一します。詳細は、実施地域として採択された際に示しますので、この仕様に沿って、地域で発注いただきます（費用は整備費助成の対象となります）。

▶ 事業プランなどの変更

- ◎いったん認定を受けた事業プランについて、その後の事情の変化などで整備内容、活動内容が変わった場合や、それに伴って収支計画が変わった場合には、事業プランの変更認定申請が必要となります。
- ◎助成金を交付された後、当該年度が終了するまでの間であれば、事業プランの変更認定申請に加え、助成金の変更交付申請を行うことにより、当該年度分の助成金の増額が可能となることもあります。
- ◎詳細は、県民局にお問い合わせください。

▶ 手続きの流れ

